

表1 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

	昭和50年		昭和60年	
	百ha	百ha	構成比	構成比
			昭和50年	昭和60年
農用地	1,645.5	1,652.6	22.2%	22.3%
農地	1,506.0	1,549.0	20.4%	20.9%
採草放牧地	139.5	103.6	1.8%	1.4%
森林	4,467.1	4,440.2	60.4%	59.9%
原野	18.0	15.6	0.2%	0.2%
水面・河川・水路	133.1	150.1	1.8%	2.0%
道路	193.4	222.4	2.6%	3.0%
宅地	223.4	266.5	3.0%	3.6%
住宅地	170.3	196.5	2.3%	2.7%
工場用地	16.5	24.0	0.2%	0.3%
事務所、店舗等の宅地	36.6	46.0	0.5%	0.6%
その他	718.5	667.6	9.8%	9.0%
合計	7,399.0	7,415.0	100.0%	100.0%

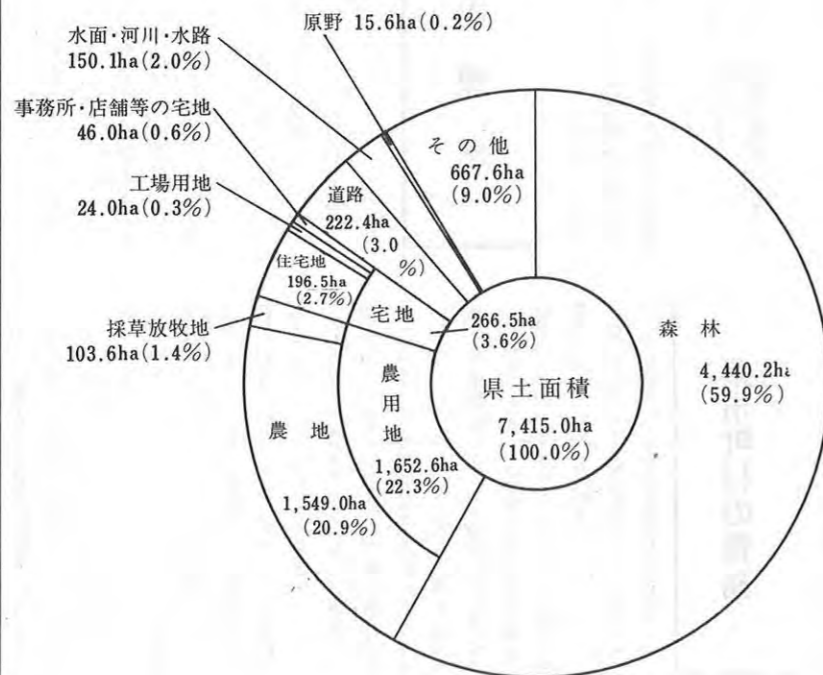
注 (1) 地目別区分は、国土庁「公共施設用地調査」の定義による。  
 (2) 道路は、一般道路及び農林道である。

上記のほか、国土利用計画（熊本県計画）では、県土の均衡のとれた利用を図るため、県域を県北・県央地域及び県南・天草地域に区分して、各地域の県土

利用の基本方向を示すとともに、同計画の規模の目標を達成するために必要な措置の概要が明らかにされています。  
 （土地利用対策課）

その他

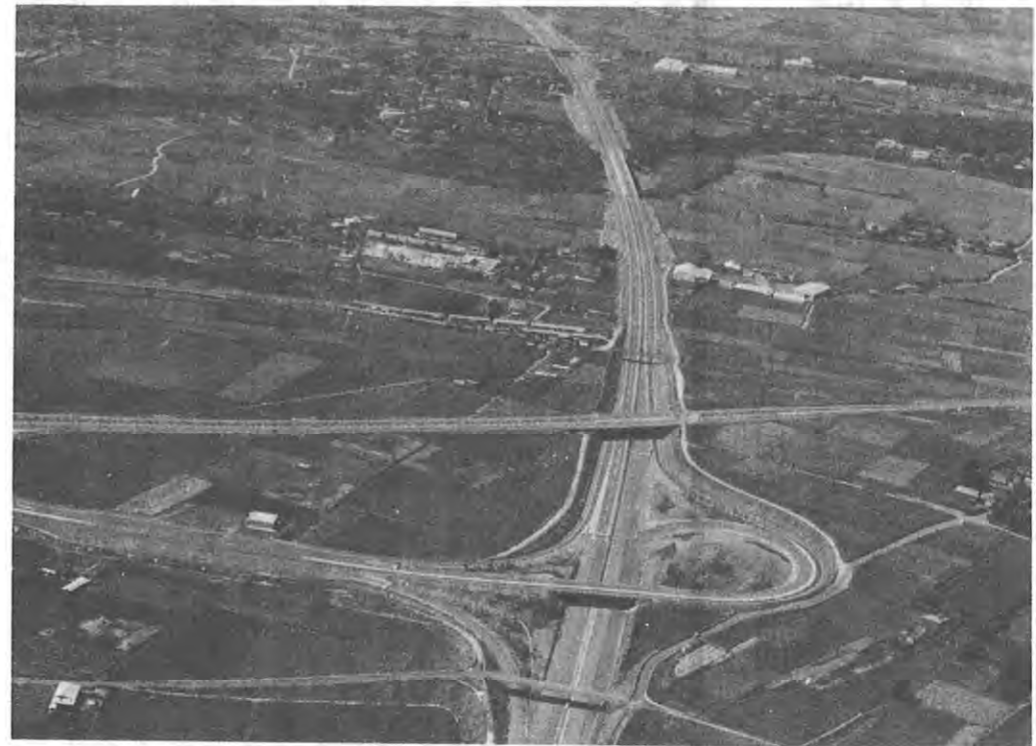
表2 昭和60年における県土利用の地目区別構成



県土の利用目的に応じた区分ごとの規模目標

区分ごとの規模目標

県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要  
 (1) 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標  
 ア 計画の目標年次は、昭和六十年とし、基準年次は、昭和五十年とする。  
 イ 県土の利用区分は、農用地、森林、宅地等の地目別区分とする。  
 ウ 県土の利用区分ごとの規模の目標  
 エ 県土の利用の基本構想に基づく昭和六十年の利用区分ごとの規模の目標は、次表のとおりである。  
 オ 道路のうち、県域をこえる広域交通網を形成するための高速自動車国道の建設と一般国道の整備を進めるとともに、県土の有効利用と良好な生活基盤等の整備を行うための県道と市町村道に必要な用地の確保を図る。  
 カ 住宅地については、人口の増加、世帯数の増加、都市化の進展等に対応しつつ望ましい居住水準を目標として、生活関連施設の整備を進めながら、必要な用地の確保を図る。  
 キ 工場用地については、環境の保全等に配慮し既存の工業の再配置を進めるとともに、経済の基盤として、工業生産の増加に必要な用地の確保を図る。  
 ク 以上のほか、文教施設、公園緑地、厚生福祉施設、交通施設等の公用・公共施設の用地については、国民生活上の重要性にかんがみ、行政需要の増大と多様化に対応しつつ環境の保全に配慮して、必要な用地の確保を図る。  
 ケ 海岸及び沿岸海域については、漁業の生産基盤としてのみならず、国民の保健休養等のための貴重な資源



環境保全に配慮しながら広域交通網の整備を進める

全、整備を図る。更に、低位利用にあるものについては、周辺の土地利用について十分配慮しつつ、その利用に際し、総合的かつ計画的に調整を図る。  
 ウ 原野については、湿原、野生動物等の自生地・生息地等のすぐれた自然環境を形づくっているものについては、その保全を図り、その他の原野については、環境の保全に配慮しつつ有効な利用への転換を図る。  
 エ 水面・河川・水路のうち水面については、災害防止及び今後の予想される水資源の逼迫等に対処するため、できるだけその自然環境が損われないようにしながら、地域住民の生活等に配慮して、河川総合開発ダム、治水ダム、農業用ダム等の水面の確保を図る。河川については、できるだけその自然環境が損われないようにしながら、災害防止のための河川整備に必要な用地の確保を図る。水路については、農業用等の排水路の整備に必要な用地の確保を図る。  
 オ 道路のうち、県域をこえる広域交通網を形成するための高速自動車国道の建設と一般国道の整備を進めるとともに、県土の有効利用と良好な生活基盤等の整備を行うための県道と市町村道に必要な用地の確保を図る。  
 カ 住宅地については、人口の増加、世帯数の増加、都市化の進展等に対応しつつ望ましい居住水準を目標として、生活関連施設の整備を進めながら、必要な用地の確保を図る。  
 キ 工場用地については、環境の保全等に配慮し既存の工業の再配置を進めるとともに、経済の基盤として、工業生産の増加に必要な用地の確保を図る。  
 ク 以上のほか、文教施設、公園緑地、厚生福祉施設、交通施設等の公用・公共施設の用地については、国民生活上の重要性にかんがみ、行政需要の増大と多様化に対応しつつ環境の保全に配慮して、必要な用地の確保を図る。  
 ケ 海岸及び沿岸海域については、漁業の生産基盤としてのみならず、国民の保健休養等のための貴重な資源

また、農林道については、農林業の生産性の向上と農林地の適正な管理と高度利用を促進するため、これに必要な用地の確保を図る。  
 これらの道路の整備に当たっては、地域における土地利用の方向と総合的な調整を図るとともに、環境の保全に十分配慮する。  
 カ 住宅地については、人口の増加、世帯数の増加、都市化の進展等に対応しつつ望ましい居住水準を目標として、生活関連施設の整備を進めながら、必要な用地の確保を図る。  
 キ 工場用地については、環境の保全等に配慮し既存の工業の再配置を進めるとともに、経済の基盤として、工業生産の増加に必要な用地の確保を図る。  
 ク 以上のほか、文教施設、公園緑地、厚生福祉施設、交通施設等の公用・公共施設の用地については、国民生活上の重要性にかんがみ、行政需要の増大と多様化に対応しつつ環境の保全に配慮して、必要な用地の確保を図る。  
 ケ 海岸及び沿岸海域については、漁業の生産基盤としてのみならず、国民の保健休養等のための貴重な資源

であるので、これを保全することを基調とし、港湾施設の整備等その利用に当たっては、公害の防止、自然

環境の保全、水産資源の保護に十分配慮するものとする。